

東海村ふれあい補償制度 補償金の請求について

◆◆◆◆ 請求の前に必ずお読みください ◆◆◆◆

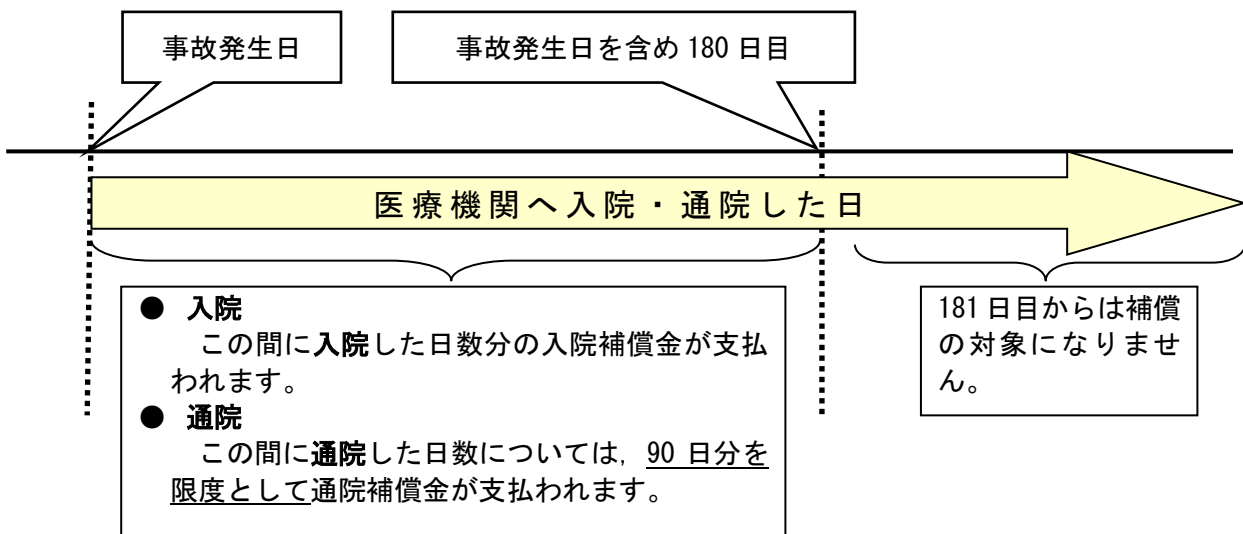
東海村ふれあい補償制度の傷害事故補償の内容及び提出書類は下記のとおりです。
なお、入院・通院の状況により、補償金は全額支払われるとは限りません。
あらかじめ御了承ください。

【補償内容】

内容	補償金額
死亡補償金	300万円
後遺障害補償金	300万円～9万円
入院補償金	1日あたり 3,000円
通院補償金	1日あたり 2,000円
手術補償金	手術の種類と程度に応じ、別に定める額

【入院・通院補償の給付について】

- ◆ 入院補償の給付・・・事故発生日から180日以内の入院を対象とします。
- ◆ 通院補償の給付・・・事故発生日から180日以内の通院を対象とし、通院日数90日が限度となります。



<例>入院2日、通院5日した場合の補償金額は、

$$(\text{入院補償金額 } 3,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 日}) + (\text{通院補償金額 } 2,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 日}) = \underline{16,000 \text{ 円}}$$

となります。

裏面もご覧ください。

【提出書類】

- ◆ 保険金請求書（青色の用紙）
- ◆ 医療機関の診察券の写し
- ◆ 医療機関が発行した領収書等の写し（入院・通院した全日数分）
※マル福等で医療費が無料となった分についても通院したことが分かる書類が必要です。

【その他】

- ◆ 補償金請求額が10万円を超える場合又は入院し手術を行った場合は診断書を御提出いただく場合があります。ただし、他の保険の請求などで診断書を作成した場合は、その写しで代替できる場合もありますので御相談ください。
- ◆ 保険会社の判断により、上記以外に書類（証明書など）を提出していただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ◆ 補償金請求書の提出は、通院終了後（完治後）速やかに村民活動支援課窓口（役場4階）までお願いいたします。
- ◆ 交通事故の場合は事故証明書のコピーの提出が必要です。また、運転中の事故の場合は事故証明書のコピーと併せて免許証の表と裏のコピーの提出をお願いいたします。

【問合せ】

東海村役場 村民生活部 村民活動支援課 砂川, 根本

☎ 029-282-1711（内線 1461）

FAX 029-287-0479

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。